

石田隆至／張宏波  
『新中国の戦犯裁判と帰国後の平和実践』

(社会評論社、2022)

松野 誠也 (PRIME 研究員)

## はじめに

第二次世界大戦終結後、ソ連軍に捕らえられ、シベリア抑留後に中国側に引き渡された者や、山西省に残留して国民党軍とともに共産党軍と戦って拘束された者など計1,109名の日本人は、遼寧省撫順と山西省太原の戦犯管理所に収容された。

戦犯として収容されたことに激しく抵抗した彼らは、肉親や同胞を奪った加害者と正対した中国側の苦悩と忍耐のうえに取り組みられた人道的な処遇によって次第に人間性を取り戻し、様々な葛藤を経ながらも自分たちの戦争犯罪と徐々に向き合っていた。こうして彼らは、中国側による厳格な取り調べの結果や戦犯同士の相互批判を踏まえ、自らの罪を告白し、反省・謝罪するにいたった。彼らその結果をまとめたものが自筆供述書だが、これは世界的に見ても稀有な手記である<sup>(1)</sup>。

そして、収容中に死亡した者を除く1,062名が戦犯裁判の対象となり、うち、起訴された45名は1956年に開廷された最高人民法院特別軍事法廷(戦犯裁判)で有罪判決を受けたが、死刑になった者はなく、最高は禁錮20年であり、しかもそのほとんどが刑期満了前に釈放されるという非常

に寛大な処置となった(病死した者を除き、1964年4月までに全員帰国した)。しかも、それ以外の元下士官や兵は、「起訴免除」(有罪を認定するが処罰はしない)となって帰国したのである。帰国した彼らは中国帰還者連絡会(中帰連)を立ち上げ、会員のなかから戦争犯罪を告白する者があられ、市民はその著作や証言を通じて日中戦争の凄惨な実態を知るようになったのである<sup>(2)</sup>。

従来日本では、中華人民共和国(新中国)の戦犯管理所における日本人戦犯への取り組みや戦犯裁判についての研究が極めて少ないことに加え、元戦犯たちは「洗脳」されて帰国したというレッテルを張られた経緯があり、そのことがこれらにたいする客観的な検証や評価が遅れる一つの要因になっている。こうした研究状況のなか、石田氏と張氏による長年にわたる地道な共同研究の結果が本書として結実したことを歓迎したい。

さて、本書は、「東アジアでは、戦争の体験はなぜ『過去』のものにならないのだろうか。そんな問いを抱えながら、筆者らはここ20年余にわたり、新中国から帰国した元日本人戦犯らの歩みを追いかけてきた」、「いまあらためて思うのは、70年近く前に行われた新中国による日本人戦犯

裁判は、その後の日中関係、とりわけ戦後日本社会の歴史認識あるいは自己認識を映し出す『鏡』であり続けている、ということだ」(8頁)という重要な問題提起を踏まえたもので、以下の構成が示す通り、新中国の戦犯裁判と元戦犯による帰国後の平和実践について包括的に論じた労作である。

はじめに 戦犯裁判と帰国後の歩みを合わせて捉える試み

第1部 平和の実現を希求した新中国の戦犯裁判

第1章 新中国の戦犯裁判に対するまなざし

戦犯裁判の比較検討を通して

第2章 新中国はどのように戦犯を裁いたか

法的根拠の成立過程を中心に

第3章「厳格さ」はなぜ「寛大」と受け止め

られたのか 初期の戦犯処遇を中心に

第4章 罪はいかに見出されたか 徹底した自己反省という方法

第2部 帰国戦犯が向き合った戦後社会と平和実践

第5章 戦犯裁判と帰国後の平和実践との相互

規定性 ある戦犯の戦争と戦後を通して

第6章 侵略戦争の反省を「洗脳」視する戦後

日本の“平和主義”

第7章 帰国後の加害認識の試練「被害者」感情の強い戦後社会のなかで

第8章 戦争を推進した社会の転換へむけて

「相互援助」が可能にした加害証言

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

あとがき

克服し、醒めた目で戦犯裁判の実態を分析し、その意義を検討した試みとして注目される。

第二は、新中国の戦犯裁判と極東国際軍事裁判(東京裁判)・BC級戦犯裁判の比較検討が非常に説得的であるという点である。本書が採用した、西欧式あるいは欧米式のアプローチ以外の取り組みの可能性という視座は、欧米中心主義に陥りやすい日本側にとって重要な論点を提示している。また、そもそも、政治性を欠いた戦犯裁判は存在しないという指摘は、戦犯裁判を検討する際に明確に認識すべき基本的観点といえる。新中国による戦犯裁判について殊更に特殊性を強調して論難する姿勢は学術的・客観的とはいえず、むしろ、政治性を帯びた主張というべきであろう。

さらに本書では、東京裁判で中国代表検事を務めた梅汝璈や法律専門家の王桂五の問題意識が新中国の戦犯裁判に与えた影響を明らかにして、東京裁判を克服するための試みと位置付けている。これも先行研究にはない新たな視角である。

第三は、新中国は、戦犯を「外交カード」として利用したわけではないことを明確にし、平和主義・国際主義の外交理念を踏まえ、「平和を願うようになった日本人民と共に、戦争のない世界を目指して国際連帯を進めるために寛大処理が行われた」(112頁。傍点は著者)ことを論じ、それに歴史的な意味づけを与えた点である。「未曾有の戦争被害を被った中国にとって、たとえ全員に死刑を科したとしても、罪の大きさに見合う処罰にはならない。また、建国直後で窮状にある新国家としては、冷戦下で再び戦火に巻き込まれることは避けなければならない状況にあった。そこで、日本人戦犯が有責性を受け入れ、再び戦争の担い手とならないように自己を変革することが、罪の大きさに見合う正義を実現することに繋がると考えた」(39頁。傍点は著者)という分析は、まさに他の戦犯裁判には見られない新中国独自のものであり、味読すべき点であろう。以上は、従来のステレオタイプに囚われた新中国戦犯裁判観・日本人戦犯観にたいする異議申し立てであり、それ

を克服するものとなっている。

第四に、最初は抵抗した日本人戦犯が「認罪」に至るまでの経過を、戦犯管理所員の苦悩や理性的・抑制的な自己教育・自己改造を踏まえ、「先生」・「同志」という人間関係に至るまでの経緯が詳しく叙述されているという点である。この点について松野は、ある種の〈人間性の鍛え合い〉と言えるのではないかと感じる。この点に関連して、ある元戦犯は、帰国直後に「私の認罪発展の体験の中から言えることは戦争罪悪<sup>ママ</sup>の理解は抽象的な理<sup>マ</sup>クツ<sup>マ</sup>や、発作的な感情などによって決定されるのではなく鋭く人間性を掘り下げねばならないと言うことです」との認識を示しているのが注目される<sup>(3)</sup>。また、戦犯たちの相互批判や自己批判は、罪に向き合うことの困難さに照準した独自の工夫だった可能性があり、責任回避・転嫁という醜さが露見した東京裁判の相互批判とは全く異なるという指摘は重要であろう。

第五は、中帰連の会員たちが歩んだ歴史——これは〈日本社会から等閑視されてきたもう一つの戦後史〉といえるのではないかと松野は考える——に取り組んだ点である。著者の分析は、国共内戦に動員されたことで「二重の戦犯」となり、かつ戦後日本政府から「棄兵」として扱われた「太原組」についての検討にまで及んでいる。

第六は、時代と社会に翻弄され、分裂と統一という過程を経たうえで1980年代末から加害証言を活発化させた中帰連の歴史を、山陰支部の視点を踏まえて具体的に明らかにした点である。なかでも、二度の元戦犯管理所員の歓迎行事を通じて、自らを問い直し、「平和志向の戦犯裁判の当事者として中帰連を守り育てることの重要性を再確認」(321頁)して、日本の現状に警鐘を鳴らす生き証人として「人として全とうな晩年」(322頁)の在り方を見出し、加害証言を活発化させたという点は、人間性や人間の可能性を示すものとして大変興味深かった。

第七は、日本史と中国史、日本人研究者と中国人研究者という、動もすれば縦割り型に陥りやす

い研究の限界を克服し、成果を上げた点が大いだろう。また、本書で活用されている中国の重要資料や収集した元戦犯の証言などは、地道な調査の結果得られたもので、大変貴重である。

次に、紙幅の関係もあり、無理な注文であるかもしれないが、以下、改善のための提案をしておきたい。まず、わかりやすさを考えれば、年表や略年表があったほうが良かったと思う。また、中国側資料について、日本人には馴染みが薄い中国の機関が作成したものである場合は、その位置づけを注記で説明すると、資料的価値が明確になり、説得力がより増したのではないかと考える。

そして、ほとんどの読者は自筆供述書を見たことがないであろうことから、その概要と具体的事例を提示しておいた方が良かったと思われ、また、その意義についてもさらに踏み込んだ分析があってもよかったと感じる。自筆供述書を執筆するという行為は、かつて自分が犯した戦争犯罪の実態とそれにたいする現在の認識や考え・思いを他者に正確に伝わるように練り上げていく非常に苦しい作業であり、かつ、相互批判＝他者との反芻が伴うことも含めると、高度な知的活動でもあったといえる。これは、戦犯たちにとって、日本軍内では絶対にありえなかった、各自が主体性を有する社会的存在であることをはじめて意識し、自己変革・相互変革につながっていく取り組みだったように思われる。また、自筆供述書の完成によって各自が「認罪」し、そのうえで新中国は圧倒的多数の戦犯を「起訴免除」して釈放し、罪に向き合うことについての自己決定を個々の戦犯に委ねた訳だが、彼らにとって以上のことは、帰国後、自らの罪を絶えず振り返り自身に問い直す〈基盤〉になったのではないだろうか。

最後に、本書に示された中国側の資料のうち、重要なものについては、巻末資料として日本語訳を提示すると今後の研究の深化に役立ったのではないかと考える。

## 2. 今後の課題

最後に、本書の到達点を踏まえ、新中国戦犯裁判や中国における日本軍の戦争犯罪をめぐる研究について、今後の課題をまとめておきたい。

第一に、東京裁判・BC級戦犯裁判研究との落差や、研究の到達点と一般的な認識の乖離を、今後、埋めていく必要がある。

第二に、世界的に見ても稀有な自筆供述書については、不当な論難を否定するためにも、今後、醒めた目で実証的な歴史研究が必要であり、それによって史料としての信頼性を学術的に確認していく必要があると考える。

第三に、今後は中国国民政府の戦犯裁判とソ連によるハバロフスク軍事裁判との比較・検討も重要であろう。なぜなら、これにより、新中国戦犯裁判の意義がよりクリアになるからである<sup>(4)</sup>。

第四に、東京裁判と東西冷戦が日本人に与えた影響を十分に考慮した分析・検討が、今まで以上に必要になっていると感じる。前者については、人道にたいする罪との関係が問われる「三光作戦」や、生物化学戦と生物化学兵器などによる人体実験などが裁かれなかったという問題は、それらを認識する機会が失われたことを意味し、日本人の歴史認識に与えた影響が大きいと思われる。加えて、そのことによる最大の受益者は侵略戦争の遂行に重大な責任を有する歴代参謀本部関係者（特に、参謀総長、参謀次長、作戦部長、作戦課長、作戦班長）をはじめとする旧日本軍関係者だったという点を十分視野に入れる必要があるだろう。

後者については、東西冷戦下で日本軍の戦争犯罪が隠蔽されたことに加え、戦時中の日本の強烈な「反共」意識は、戦後、核戦争の恐怖も相まって、国交のない社会主義国家への〈怖れ〉からむしろ強まったのではないかとと思われる<sup>(5)</sup>。また、東京裁判＝いわば〈与えられた戦争責任にたいする処罰〉にたいする「負けたのだから仕方がない」という意識や、連合国が戦犯裁判しなかった

場合に自らは「特にそういうことはしなくてもよい」という意識が多かった戦後の社会状況のなかで<sup>(6)</sup>、1956年夏から新中国から元戦犯たちが帰国してくるのである。当時、彼らや新中国戦犯裁判がどのように見られていたのかは、想像するに難くないだろう。

第五に、新中国戦犯裁判や帰国する戦犯たちを日本政府はどのように受け止め、対応しようとしていたのかはまだ分かっていない。今後、具体的に明らかにする必要がある。

第六に、歴史的には、新中国による戦犯への対応や戦犯裁判は——とりわけ彼らに接した戦犯管理所の所員にとっては——〈武器の使用や流血を伴わないもう一つの旧大日本帝国とのたたかい〉と捉えることができるのではないかと思料する。そもそも、大日本帝国が中国を侵略しなければ、戦犯や戦犯裁判が生じることがなかったという経緯を踏まえれば、日本敗戦前後や、国共内戦・新中国誕生の前後を分断して捉えるのではなく、歴史的には連続したものとして捉える視点が重要であろう。逆に、そうした視点を意図的・無意識的に欠落させると、政治的・イデオロギー的な論難を生み出したり、当時の日中間の外交的な問題に矮小化させてしまう一因になると思われる。

第七に、日中戦争期の八路軍（中国共産軍）による日本軍捕虜への対応や、捕虜となった日本兵が如何にして「皇軍」意識から脱して反戦の主体者に転じ得たのかを、今後、具体的に明らかにしていく必要がある。なぜなら、それは、中国側が「皇軍兵士」に向き合った初めての取り組みであり、したがって、実態としては戦犯管理所の取り組みの〈原点〉と位置づけられるのではないかと推論するからである。

第八に、新中国戦犯裁判と中帰連の活動は、その基本的理念が、現代および未来の課題にどのように活かされていくかという視点から、意義を評価すべきであろう。このことに関連して、藤田久一氏による次の一文は、東京裁判に関するものではあるが、改めて刮目されるべきと考える。



重要なのは、現実には「勝者の裁き」や事後法であったことを理由に、あたらしい戦争犯罪を誤りだったとして否定的に評価するのか、あるいは、戦前・戦中の未曾有の残虐行為をまねにして登場したこれらの犯罪概念が、当時の国際社会の要求に沿うものであり、その後定着する契機となったとして肯定的に評価するのかという点である。これを戦後の国際社会の展開と法の発達の視点からみるならば、後者の評価が妥当であると思われる。戦後の世界においてこれらの戦争犯罪の概念は消滅していったのではなく、むしろ国連システムのもとで一般に認められ普遍化していくのである<sup>7)</sup>。

〈史実の重み〉を、現代の我々が直面する問題の克服や、多極化した世界の平和と安定・共存のためにどのように活かしていくか、このことが未だ戦争がなくなる今日こそ問われているのであり、その実践は、歴史を引き継いだ私たちの課題でもある。このような意味で、今後、新中国戦犯裁判や元戦犯に関するより広範な研究が進展することを期待して本稿を終えることにしたい。

## 註

- (1) 自筆供述書の構成は概ね共通しており、冒頭に自分の経歴や軍歴を示したうえで、いつ、どこでどのような罪を犯したのかを罪状ごとに時系列に沿って具体的に詳述し(そのうえで、いまそれをどのように認識・反省しているのかを明示している場合もある)、署名、指印を捺すというスタイルになっている。  
自筆供述書は、中央档案馆『中央档案馆蔵日本侵華戦犯筆供選編』第1編(中華書局、2015年、全50巻)および同第2編(中華書局、2017年、全70巻)によってその大部分が復刻されたことから具体的な内容を詳細に把握することが可能となったが、なぜ全員分が復刻されなかったのかは不明である。
- (2) その先駆けが、神吉晴夫編『三光—日本人の中国における戦争犯罪の告白』(光文社、1957年)や、中国帰還者連絡会編『侵略—中国における日本戦犯の告白』(新読書社、1958年。新組新装版2002年)であった。また、中国帰還者連絡会会員による加害の証言を市民が

直接聴く取り組みは、彼らが定年を迎えた後である1980年代半ばから本格的に始まった。だが、戦後の日本は、アジア諸国にたいする加害についての歴史認識が欠如し、「帝国」意識とその裏返しとしてのアジア諸国にたいする蔑視が頑強に残り続けており、こうしたなかで彼らが「認罪」を貫き通し、加害の証言をおこなうのは容易ではなかった。そして、1996年になって、『三光』などの手記は「日本罪悪史観の最大の根源」であるとの攻撃を受けると、中帰連はこれに対抗して戦争の真実を語り継ぐため、1997年6月に『季刊・中帰連』を刊行した。

- (3) 清水勇吉「八・一五を前にして私は『戦犯』をこう理解する」(『真相』第101号、1956年9月)。
- (4) 筆者の研究では、中国国民政府による戦犯裁判において訴追された毒ガス戦について「認罪」に至らず、抵抗し続けたある日本人戦犯は有罪判決を受け、その後、考え方を改めないまま日本に帰国し、戦犯裁判で虚偽を主張したことを法務省職員に告白した事例を確認している。また、ハバロフスク軍事裁判については、政治的観点から否定・疑念を抱かれてきた経緯が新中国戦犯裁判と共通するといえるが、ある戦犯は裁判で「認罪」したものの、帰国後の言動から内心では変わらなかったことが分かる事例を確認している。以上のような具体的事例を掘り起こし、比較することによって新中国戦犯裁判の意義をよりクリアにしていくことが可能であろう。
- (5) 1955年6月に行われた「国際問題に関する世論調査」の結果では、「あなたは、ソ連や中共から日本が侵略される危険があると思いますか、そんなことはないと思いますか」という質問にたいして、「危険がある」が39%、「そんなことはない」が24%、「わからない」が37%となっている。<https://survey.gov-online.go.jp/s30/S30-06-30-02.html>。2023年8月15日閲覧。
- (6) 1955年8月に行われた「戦後10年の回顧と展望に関する世論調査」の結果では、「戦後、戦時中の政治や軍事の指導者達は、戦勝国から戦争裁判にかけられて処罰されましたが、戦争を起こした以上、そうなったのも当然だと思いますか、負けたのだから仕方がないと思いますか」という質問にたいしては、「当然だ」が19%、「仕方がない」が66%、「不明」が15%となっている。また、「戦争裁判とか公職追放とかは、戦勝国がやったのですが、若し戦勝国がしなかったら、日本国民自らそういう指導者達を裁判にかけたり公職から追放したりして、責任を問うべきだと思いますか、特にそういうことはしなくてもよかったですか」という問いにたいし、「問うべきだ」が31%、「特にそういうことはしなくてもよい」が46%、「不明」23%だった。

<https://survey.gov-online.go.jp/s30/S30-08-30-03.html>。

2023年8月15日閲覧。

- (7) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』（岩波新書、1995年）133頁。